様式第１号の１

【注意】書類の提出先は、勤務先の共済組合事務担当課となります。

令和　6　年　10 月　　1 日

ケース１：新規加入の場合
※様式第１号の２登録印鑑票も必要です。

加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	
共済　太郎		印

↓該当数字に○

		定例積立額（毎月の給与から）	賞与積立額（期末・勤勉手当から）
1	加　入（注１） ※　11 月から積立	１０,０００円	,０００円
2	積立額変更	,０００円	,０００円

定例 10,000 円、賞与積立しない場合

※加入の記載方法
・数字→積立金額
・斜線→積立なし
・臨時積立のみの場合は両方斜線

※額変更の記載方法
・数字→変更後金額
・斜線→０円に変更
・空白→変更なし

3	再開　　月から	※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。） ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。
4	中断　　月から	
5	解約　　月　末	

6	登録印鑑の変更（注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑	(旧)	(新)
7	非課税貯蓄に関する届出（注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額	万円	

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。

様式第１号の１

令和　6　年　9月　　1日

ケース２：積立額変更の場合
※年２回の決められた期間のみ受付

加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	印
共済　太郎		

↓該当数字に○

		定例積立額（毎月の給与から）	賞与積立額（期末・勤勉手当から）
1	加　入（注１） ※　　月から積立	定例積立しない、賞与積立５万円の場合	０円
2	積立額変更	定例積立額 ,０００円	賞与積立額 ５０,０００円
3	再開　　月から		
4	中断　　月から		
5	解約　　月　末		
6	登録印鑑の変更（注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑　(旧)　(新)
7	非課税貯蓄に関する届出（注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額 万円

※加入の記載方法
・数字→積立金額
・斜線→積立なし
・臨時積立のみの場合は両方斜線

※額変更の記載方法
・数字→変更後金額
・斜線→０円に変更
・空白→変更なし

※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。）
・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。
・2は年2回募集。6、7は随時受付。
・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。
解約当月の積立は不可。

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。

様式第１号の１

令和　6　年　10 月　　1 日

ケース３：再開の場合
※中断中の方が再開する場合に提出

加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	
共済　太郎		印

↓該当数字に○

1	加　入　（注１） ※　　月から積立	定例積立額 （毎月の給与から） ,０００円	賞与積立額 （期末・勤勉手当から） ,０００円	※加入の記載方法 ・数字→積立金額 ・斜線→積立なし ・臨時積立のみの場合は両方斜線
2	積　立　額　変　更	定例積立額 ,０００円	賞与積立額 ,０００円	※額変更の記載方法 ・数字→変更後金額 ・斜線→０円に変更 ・空白→変更なし
3	再開　11 月から	※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。） ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。		
4	中断　　月から			
5	解約　　月　末			

6	登録印鑑の変更 （注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑	(旧)	(新)
7	非課税貯蓄に関する届出 （注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額 万円		

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。

様式第１号の１

令和　6　年　10 月　　1 日

ケース４：中断の場合
※中断する場合に提出

加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	
共済　太郎		印

↓該当数字に○

1	加　入　（注１） ※　　月から積立	定例積立額 （毎月の給与から） ,０００円	賞与積立額 （期末・勤勉手当から） ,０００円	※加入の記載方法 ・数字→積立金額 ・斜線→積立なし ・臨時積立のみの場合は両方斜線
2	積　立　額　変　更	定例積立額 ,０００円	賞与積立額 ,０００円	※額変更の記載方法 ・数字→変更後金額 ・斜線→０円に変更 ・空白→変更なし
3	再開　　月から	※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。） ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。		
4	中断　11 月から			
5	解約　　月　末			

6	登録印鑑の変更 （注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑	(旧)	(新)
7	非課税貯蓄に関する届出 （注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額 万円		

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。

様式第１号の１

令和　6　年　10 月　　1 日

ケース５：解約の場合
※貯金解約をする場合に提出

加入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	
共済　太郎		印

↓該当数字に○

1	加　入　（注１） ※　　月から積立	定例積立額 （毎月の給与から） ,０００円	賞与積立額 （期末・勤勉手当から） ,０００円	※加入の記載方法 ・数字→積立金額 ・斜線→積立なし ・臨時積立のみの場合は両方斜線
2	積　立　額　変　更	定例積立額 ,０００円	賞与積立額 ,０００円	※額変更の記載方法 ・数字→変更後金額 ・斜線→０円に変更 ・空白→変更なし
3	再開　　月から	※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。） ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。		
4	中断　　月から			
5	解約　11 月　末			

6	登録印鑑の変更 （注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑	(旧)	(新)
7	非課税貯蓄に関する届出 （注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額 万円		

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。

様式第１号の１

令和　6　年　10 月　　1 日

ケース６：登録印鑑の変更の場合
※様式第１号の２登録印鑑票も必要です。

入・変更・解約申込書

山口県市町村職員共済組合理事長　様

私は、山口県市町村職員共済組合貯金規程を承諾し、下記のとおり申込みます。

所　属　所　名	組合員等記号	組合員等番号
山口県市町村職員共済組合	91	1001

氏　　名	登録印鑑	
共済　太郎		印

↓該当数字に○

1	加　入　（注１） ※　　月から積立	定例積立額 （毎月の給与から） ,０００円	賞与積立額 （期末・勤勉手当から） ,０００円	※加入の記載方法 ・数字→積立金額 ・斜線→積立なし ・臨時積立のみの場合は両方斜線
2	積　立　額　変　更	定例積立額 ,０００円	賞与積立額 ,０００円	※額変更の記載方法 ・数字→変更後金額 ・斜線→０円に変更 ・空白→変更なし
3	再開　　月から	※申込締切（共済組合必着。所属所での締切は所属所共済事務担当課でご確認ください。） ・1、3、4は毎月10日締切、翌月から適用。 ・2は年2回募集。6、7は随時受付。 ・5は毎月10日締切、同月末送金。受取口座は共済組合の給付金等振込口座。 解約当月の積立は不可。		
4	中断　　月から			
5	解約　　月　末			

6	登録印鑑の変更 （注１）	１．氏名変更による ２．都合による ３．紛失による	登録印鑑	(旧) 印	(新) 印
7	非課税貯蓄に関する届出 （注２）	１．新規 ２．廃止 ３．限度額変更 ４．住所氏名の変更	新規または変更後の非課税限度額 万円		

（注1）登録印鑑票(様式第1号の2)を添付してください。

（注2）非課税制度の適用となる方が非課税貯蓄を希望する場合は、税務署提出用の申告書および必要書類を添付してください。
廃止、限度額変更、住所氏名の変更も申告書が必要となります。
申告書様式は共済組合へ請求してください。